

第222回 北九州市個人情報保護審査会 議事録

日 時	令和4年12月22日(木) 17:30~18:25
場 所	北九州市立文書館2階A会議室
議 題	個人情報保護法の改正に伴う北九州市及び北九州市議会の個人情報保護制度における対応について(公開審議)
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、神原委員、川島委員 総務局 局長 大庭、総務部長 末吉 法制課 課長 河田 文書館 館長 花本、係長 成富、主任 村末 市議会事務局 次長 馬場 総務課 課長 藤富、係長 福岡、係長 寺坂 政策調査課 課長 森
事務局	総務局文書館 係長 芦屋、主査 林
傍聴人	0人
内 容	

議題1 「(仮称)北九州市個人情報保護法施行条例(素案)」に対する市民意見募集の結果について(北九州市)

議題2 答申案について(北九州市・北九州市議会)

質疑応答

(審査会) それでは、審査会を開会したいと思います。本日は、個人情報保護法改正に伴う対応について、第三回目の審議を行いたいと思います。

審議に先立ちまして、11月10日に開催されました前回の議事録案が、事務局から提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議事録案について、事務局より説明。

(審査会) 特に議事録で修正とか、必要なものはございますでしょうか。この議事録案で決定ということによろしいでしょうか。

それではこの議事録案で決定とさせていただきます、ホームページへの掲載などは、事務局をお願いします。

それでは審議に入りたいと思います。

議題1と議題2について、諮問庁及び事務局より説明をお願いいたします。一括で説明されるということで、よろしくをお願いします。

(市) 市民意見募集の結果について報告させていただきます。北九州市個人情報保護法施行条例の素案につきまして、11月18日から12月16日まで29日間、

市民の皆様からご意見を募集いたしました。

施行条例の素案の、閲覧もしくは配布した場所としましては、各区役所、各出張所、それから文書館、本庁広聴課、それとあわせて市のホームページで掲載をいたしました。

意見の提出方法としまして、電子メール、郵送、ファックス、或いは、市のホームページから提出できるアンケートと、そして市役所などへの持参という方法で受け付けをしております。

その結果ですけれども、2名の方から4件のご意見を頂戴いたしました。内訳といたしましては、個人情報保護制度全体に関するものが1件、条例の内容や表現に関するものは特段なく、その他が3件ございました。意見の概要と市の考え方につきまして、意見への対応ということで、①②③という分類をさせていただきました。①はいただいたご意見が既に施行条例の案に規定を予定しているもの。②は施行条例に今後反映していくもの。そして③は、個人情報保護制度の運用に参考とさせていただくようなもの。この③には、施行条例の規定に関するものではなく、改正個人情報保護法が直接適用される場所に関するご意見を含んでおります。

2 ページをご覧ください。個人情報保護制度全体に関するご意見としては、改正個人情報保護法の施行後も、従来の個人情報保護条例と同等以上に個人情報が保護されるなら異論はない、というご意見でございました。

これに対して、現在の市としての考え方としましては、現行の条例における規定と同等のものが置かれており、今後も個人情報を厳格に管理してまいりますということでございます。

その他ということで、NO. 2、行政機関等匿名加工情報の提供にあたっては、悪用されることのないよう確認するとともに、十分に加工がなされているかどうか、市が責任を持って確認をしていただきたい、というご意見がございました。

それに対する市の考え方といたしましては、匿名加工情報を提供する場合、その前提として、民間事業者からの提案を受け、審査を行います。この審査事項の中に、利用目的や安全管理措置が講じてあるかなども含まれており、提供する情報が確実に匿名化されているか、市が責任を持って確認をいたします、ということでございます。

No. 3、匿名加工情報の提供を希望する事業者名、使用目的、個人情報の加工状況等について、公表することとしてほしいというご意見がありました。

これに対する市の考え方といたしましては、匿名加工情報を作成、提供した場合には、これに含まれる本人の数及び情報の項目については、法により公表が義務付けられております。事業者名や利用目的については、法令で特に義務

付けはされておられません。これに関しては、国の個人情報保護委員会の見解を踏まえた上で、適切に対応していきたいと考えております。

No. 4、個人情報保護法の改正により、地方自治体における個人情報保護の取組が後退することがあってはならない。個人の権利利益を確実に保護するためにも、北九州市個人情報保護審査会には、引き続き第三者機関としての役割を果たしていただきたい、というご意見がございました。

これに対して、市の考え方といたしましては、施行条例の素案において、開示決定等に係る審査請求、個人情報の適切な取扱いの確保に関する事項については、従来どおり市の附属機関の北九州市個人情報保護審査会に諮問することとしております。また、改正個人情報保護法では認められていない、「個別の事案の法に照らした適否の判断」については、これには当たらない形で第三者機関としての役割を担うべく検討をしていきたいと考えております、ということでございます。以上でございます。

(事務局) 議題2、答申案について、事務局より説明。

(審査会) それでは議題1と議題2について、一括でご説明をいただきましたが、質疑も、議題1と議題2、議題1がパブリックコメントの結果、議題2が答申案についてということで、特に分けずに一括して、質疑を行いたいと思います。

順番が前後しても構いませんので、適宜、ページ数等で該当箇所をご指摘いただいて、質問、意見を述べていただくということで、よろしくお願いします。

(審査会) 最初の議題1の、パブリックコメントの結果について、資料1の2ページ目の「市の考え方」に関するところなんですけど、パブリックコメントの結果については、いつ頃公表されるのかということと、この結果の使い方についてお尋ねしたいと思っています。というのも、2ページ目のNo.3、その他の三つ目の市の考え方のところ、「事業者名や利用目的については今後国の個人情報保護委員会の見解も踏まえた上で適切に対応してまいります」と書いてありますが、これは今すぐ公開するものであれば今後でもいいと思うんですけども、もうしばらく時間的余裕があるのであれば、まさに国の個人情報保護委員会の見解をある程度踏まえた上で、この、適切な対応の内容がもう少し考え方として分かっているといいのではないかなと思ったので。このパブリックコメントの結果の使い方と市の考え方の詳細をお尋ねしたいと思います。

(審査会) 回答はできますか。

(市) パブリックコメントの結果は、今すぐ公表するわけではございません。おそらく年明けになろうかと思います。ですからそれまでに個人情報保護委員会の見解なども確認した上で、公表するという形になろうかと思います。

(審査会) では今後、さらにまた書き直す可能性があるということでしょうか。

(市) 公表するときに確認ができれば、更新という形にはなろうかと思います。

(審査会) 分かりました。

(市) 補足させてください。最終答申を次の第4回目ですね、正式にいただこうと思っております、そのあと、実は私ども、市議会にも、この審査会から答申をいただいたということで、説明をさせていただきます。その際、今の先生のお話にあった、まさに国の委員会にですね、見解を実は今、問い合わせをさせていただいております、申し訳ありません、今日の時点ではその回答が間に合いませんでしたので、こういう書き方をさせていただきました。その回答が来た時点で、そんなに時間はかからずに回答いただけたらと思っておりますので、それが来た時点で、ここは正式に、国の委員会の見解を踏まえまして、私たちの、市の最終的な考えを記載させていただきたいと思っております。それが最終的には、次の1月6日の最終的なですね、答申いただく時に、間に合えば皆さんにまたご報告させていただきたいと思っておりますが、このパブコメの結果というのは、そのあと市議会の委員会にも報告させていただいた後に、公表させていただきたいと思っておりますので、1月の、今のところ下旬ぐらいかなというふうなイメージを持っております。

(市) もう少し具体的なお話で、実は当初はこのところを、個人情報保護審査会のご意見を伺いながら、といった形で、市民からご意見が出ているような事業者名、使用目的、個人情報の加工状況等について、どういったふうに公表していくのか、公表するとしたときに、留意点はどういうところがあるのかということについて、もう少し調査するというか、いろんな方のご意見を聴く必要があるかなと思っております。

ただ、それを考えているときに、個人情報保護委員会のほうから、今私が申し上げたような形で進めることについて、そういった形で進めることの是非について留保というか、少し待ってくださいという状況です。

ですから、次にこれを更新するときも、具体的にこういうふうにやりますというのは、もう少し時間がかかると思っておりますので、先ほど申しましたように、先生方の、審査会のご意見などを聴きながら今後検討を進めます、というようなレベルで、最終的に公表することになるかと思っております。

(審査会) 今の点に関連してなんですけど、事業者名とか、具体的なその事業者の、当該事業者、事業者の利用目的を市のホームページ等で公表するためには、普通に考えたら当該事業者の同意が必要になってくると思うんですけど、改正個人情報保護法ではこの点についての法律上の規定がないので、そうすると原則どおり、当該事業者の同意がないと公表できない、という理解をしているんですけども。そうすると、契約書にそういう条項を設けて、同意するという契約を交わさないと、基本的には公表できないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

- (市) 今おっしゃっていただいたように、私たちが考えているのも、基本的に募集をかけるときの段階から、どの程度事業者に前提としてこういったことをお願いするのか、実際に審査が通りますして、公表するというか決定して、匿名加工情報を提供したときに、事業者名等を公表することについて、事業者の方々がどういう、公表してもらっても構わないのかどうか、その辺をまず聞いた上で、標準契約書的なものを作るイメージを持っているんですけども、標準契約書を作る前の段階で、まず今先生がおっしゃったような、法的にどういうふうに整理するかということと、現実的に運用する場合に事業者がどう考えるかということについて、もう少し調査する時間があるかと思っています。
- (審査会) よく分かりました。
- (審査会) 同じ2ページ目のNo.4ですね。こちらの、意見としては今までどおり引き続き、個人情報保護審査会が引き続き第三者機関としての役割を果たしてほしいという希望が書いてあって、市の考え方として、今のでよく分からなかったので単純に教えて欲しいんですけど、二段落目から、「改正個人情報保護法で認められていない、『個別の事案の法に照らした適否の判断について、審議会等への諮問』については、これには当たらない形で」と書いてあるんですけど、この「これには当たらない形」って、よく分からなかったんです。教えていただきたいと思います。
- (市) 例えばですけども、実際の運用面に関して、定型的な案件の取扱い等について、専門的な知見に基づく意見を踏まえて、国のガイドライン等に従った運用ルールの細則を事前に設定するといったことで、個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合、その運用ルールの細則というのは具体的にどうということかと申し上げますと、例えば、本人から個人情報を書面等により取得する場合に、利用目的を明示しなければいけないとあるんですけども、その利用目的の明示の具体的な方法であるとか、例えば掲示するとか、申請書の裏面に記載するとか、そういうことであるとか、或いは安全管理措置の具体的な手法であるとか、本人同意の取得方法に関する運用ルール等を策定するとかです、そういうことも一つ考えられるのかなと考えています。
- (審査会) ちょっとよく分からなかったんですけど、「これには当たらない」の「これ」って何ですか。
- (市) かぎ括弧のところなんですけど、「個別の事案の法に…への諮問」、まさにこのことです。「これ」っていうのはまさにその括弧内のことを指しています。この括弧内については、法では認められていませんので、それとは別の方法で、少し審査会に何か役割を担っていただきたいということで書いています。「これ」というのは、括弧をまさに指しています。法では認められてないという、このことです。ちょっと分かりにくくて申し訳ありません。

- (審査会) 分かりました。
- (審査会) 今回の部分は、なかなか市民の方が読んでも分からないので、もうちょっと分かりやすい表現にさせていただいたほうがいいのかというふうに思いました。
- (審査会) 答申書、市の答申書のところ、6 ページのですね、「④ 提供に際しての主な審査基準」で、ア、イ、ウって書かれてるんですけど、この審査基準は事務局に聞きましたら、改正個人情報保護法に規定されているということで、法律上規定されているようですね、この審査基準というのは。ですので、審査基準の右側に、法律と条文を記載したほうが、いわゆる法定事項だということが分かるために、条文を入れたほうがいいのかと思います。
- (事務局) この6 ページのところにつきましては、②のところにも書いてまして、括弧で個人情報保護法施行規則第 62 条と書いておりますので、これと同じような形で、④の「提供に際しての主な審査基準」の後に、括弧で、今言われたようなことを追加記載したいと思います。
- (審査会) 議題 1 のところで、パブリックコメントについての質問なんですけど、こういう意見が出ましたという意見、4 つの意見ですかね。それと、それに対しての市の考え方も書かれてありまして、これは今後、ホームページなどで公表することになるのでしょうか。この後の流れがよく分からなかったので教えてください。
- それと、二点目として、パブリックコメントの No. 2 の中で、市民の方の意見として、匿名加工情報の提供にあたっては、悪用されることのないよう確認してほしいということが書かれてあって、どうも何か、提供した後の目的外利用とか、いわゆる悪用をしないように、市として、その提供した後もちゃんと監督してほしいという要望が書かれているように思えるんですが、それに対しての市の考え方の中には、提供後の悪用について、市としてどのように監督するのかについて、考え方が書かれてないようなんですが、この点は、どういうふうに、市の考え方として理解すればよろしいのかを教えてください。
- (市) 公表の方法につきましては、この資料 1 で出ています結果について、この形でホームページに掲載する予定でございます。
- (市) 二点目についてお答えいたします。基本的には、まず提案募集の際に、審査の上、仮に契約が成って、匿名加工情報を受け取ったときに、その匿名加工情報をどのように扱っていくのか、こういった形でこれが外部に漏れないとか、取扱いの人たちを決めていくとか、そういった安全管理の措置をこういった形にするのかというものが提案の際の提出書類の一つですので、流れとしてはそういったものも確認をした上で、きちんと取扱いができるだろう、してくれるだろうというところも審査基準の一つに入ります。その審査の上で、審査の結果、契約になりましたら、当然契約書の中で、必ず第三者には譲渡しては

ならないとか、取扱いには重々気を付けるとか、また行政機関等匿名加工情報につきましては、その利用の期間というの、あらかじめ決めておりますので、半永久的に渡したままとか、そういったことにはなりません。契約書の中で利用期間、いつからいつまで利用していいけれども、それ以外は駄目とか、目的外利用についてはしてはいけませんとか、あと利用期間が満了しましたら、渡した行政機関等匿名加工情報は返却してもらいますとか、そういったものは細かくですね、契約書で謳って行って共有していくという形を考えておりますので、渡した後、わざわざ監査に行ってもどのように使われているのかというのを確認するのは難しいとは思いますが、そういった形で安全性の担保というものをしていく予定にしております。

あとは仮に契約の事業者がそういった悪用をしてしまった場合ですと、罰則というのが特段、それについては定められておりませんので、基本的には契約の解除という形になりまして、その解除を受けた事業者は、法定の欠格事由に該当しますので、それから2年間は提案の応募をすることができないということになっております。

(審査会) ただ今のご意見と私も同じ考えですね、2ページ目の2番目のところと、市民がですね、市が責任を持って確認していただきたいというのがありまして、市の責任の取り方ですね。今説明はありましたけど、罰則とかそういう話もあったんですけど、基本的に市がどういう対応するかという説明責任的な部分を書いてあったら、市民としては分かりやすいのかなというのがありますので、その部分がよかったほうがいいという意見が個人的にはありました。

そして、パブリックコメントについての質問なんですけど、かなりですね、いろいろと広報誌とか、ホームページとか、いろんな手段を使ってですね、こういう労力、費用と労力をかけて、それなりに募集をしているにもかかわらず、2人の4件というのは、かなり件数が少ないということですね。市からすると、やはり市民から意見を聴取しましたという証拠にはなるとは思いますけど、やっぱり、効果的な部分、実際には市民の意見を、これが反映されたと考えられるかどうかという部分では、もうちょっと積極的な方法が必要なんじゃないかなということはあると思います。

そういう意味で、パブリックコメントというのは、こういう受動的な体制でとるものか、それとも他の方法で、もうちょっと積極的に市民から意見を聴取することは可能かっていう、市の対応の仕方ですね、それについてお話を聴きたいです。

(市) 今ご意見いただいた件は、実はこういうパブリックコメントというのは様々な事業に関して市は随時行っておりまして、例えば私どもも、市議会とかにもこういう報告させていただいた時に、やはり同じような意見をいただくこと

が多々あります。事業によっては件数が多いものもあるんですけども、やはり件数が少ないものについて報告させていただいたときに、市議会からももっと知らせる工夫が必要じゃないかというご意見をいただいております。

今先生がおっしゃったように、市として広報できることは基本的にはやらせて頂いております、今回も実は、やっぱり基本的にはホームページとか見ていただくことも多いんですが、やはり市政だよりっていうのがどうしても一番の、市民の方たちが、このパブリックコメントは何をやっていて何時やっているっていうのを知る、一番のツールになりますので、市政だよりも実は、今回個人情報保護法のものを出した時からですね、今までは市政だよりのいろんなところにちりばめて、突然このパブコメが出てきたりいろんな状況になったんですけど、今回からは一つの工夫として、市政だよりに一つの大きな欄を作って、その中に実はこういうのをパブコメやっているという、そこだけを見れば何のパブコメが行われているかという工夫もですね、実はそういういろんなご意見を踏まえてやったんですけど、なかなかおっしゃっているように、私たちもいろんな意見をいただきたいのはやまやまなんですけど、今市がやれる広報の中では、私たちも最大限のことをやらせていただいている、それがこういう結果になっている点については、ちょっとジレンマは思っております。

(審査会) それなんですけど、結局これも費用と労力がかかるということは一緒なんですけど、例えば、4人ぐらい、2人4件ぐらいの意見でしたら、例えば、いろんな政策を説明するときに公聴会とかいろいろな企画で一般市民が集まったところで意見聴取しても、2件、4件よりはもっと意見が出るんじゃないかなということも思ったりもするんですね。そういう意味で、こういう受け身的な、受動的なやり方でパブコメをせずに、積極的に市が住民のところに行って説明会を開いたりする、そういうやり方もあり得るかということをお聴きしたかったんですね。そういう方法的なことで変えることも可能かどうかということですね。

(市) 言われますのは、こちらから出ていって、積極的に意見をというお話だと思われまして。先ほど言いましたように、市の大きなパブリックコメント制度という中で、私たちも一つやっているところがありまして、今いただいた意見については、所管している部署とかにもですね、今後の参考としてお伝えをさせていただけたらと思います。

今回も、私たちも始める前に、職員の間でですね、どうやったらパブコメ、いっぱい出してもらえるかっていうことで、実はもう、そういう方法をやっている部門とも相談したんですけども、今回からですね、そういう市政だよりの中でのちょっとできる部分ということで、パブコメのところを一つのとこ

ろに大きく表示させていただいて、やっているってことを分かっていただくようにしたんですけど、なかなかみんななどこの部署も、何とか皆さんに知っていただきたいという工夫は常に頭にあると思うんですけど、なかなか今の中での限界でもありますが、今いただいた意見というのは、市の中では共有させていただけたらと思っております。

- (市) 少し補足させてください。先生が言われた手法については、実際にやっているケースもあります。だから当然できます。やっているケースの多くはですね、方向性をまず定めるために、例えばよくあるのは、施設を作るか作らないか、作るとしたらどういう機能を持たせるかとか、その方向性を決めるために、まずは皆さんの意見を聴いて、それで市が原案を作って、というふうにステップをずっと踏んでいくようなものについては、そういう公聴会的なものをやることが多いケースとして、一つ事例としてはあると思います。今回の件につきましては、まず改正法そのものが自治体に直接適用になるということが決められているということと、施行条例の中で決められることがかなり限定的というところもございましたので、施行条例案を作る段階で公聴会という手法は、今回は取っておりません。本当はもっといろんな形でご意見いただけるとよかったですけれども、やはり一般の方々にとってはなかなか意見が出しづらいテーマかなというふうには思っています。

- (審査会) 先ほど委員がおっしゃられたところの、同じくパブリックコメントの No. 2 の、市の考え方に関する質疑応答の中で、いかに責任を持って、行政機関等匿名加工情報の提供を管理していくかというか、そうですね、悪用されないように見ていくかっていうところなんですけど、先ほど罰則というのはなくて、もし何か不正なことが行われたら、欠格が 2 年ぐらいというお答えがあったと思います。こちらは場合によっては、条例で今後欠格 2 年で罰則なしというのは、ひょっとしたら軽いと思われる市民の方もいらっしゃるのではないかなと思ったのですが、これは条例によって、北九州市だけ欠格期間を、罰則を独自に作るのは難しいかもしれないですけども、長くするとか、そういう改良というか、そういう可能性はあるのでしょうかということですね。もし可能であれば、市が主としてそういうことは責任を持って確認いたしますので、厳格化とか厳罰化の可能性というのはあるかどうかということをお尋ねしたい。

- (市) 今回の個人情報、市の予定しております施行条例の関係ですけど、基本的に法から委任を受けたものを制定するようになっております。そして、任意で作れるというのもあるんですけど、まずそこには制限がございまして、国のほうの施行条例案とかでも、罰則につきましては、基本的には法の中で罰則が整理されているということで、条例でできることには、もう本当に限られたものしか示されておりませんで、それ以外にいろんな規制をかけるということは、こ

れも国の委員会のほうに確認はしないといけないと思いますけど、やはりそれも条例の範囲を逸脱しているということになろうかと思います。ペナルティ的なことですが、先ほど申し上げた契約で決まるということと、仮に損害が発生した場合には、賠償請求等を個別に行っていくことで、対応というのは考えております。

(審査会) そうですね、条例ができる範囲というのがちょっと分からなかったの、お答えいただいております。

(審査会) 今の点に関連して質問なんですけど、罰則とかいうところは、法律の規定を超えることになるので、それができないというのはよく分かりました。で、損害賠償で対応すると言われますと、具体的には、そんなことが可能なかっていう、損害は何なのか、それをどうやって立証して、事業者が賠償請求ができるのかというところが、今ひとつよく分からなかったのですが。そこは今後出てくる問題で、まだあれかもしれませんけど、何か分かりましたら教えてください。

(市) 今先生がおっしゃったように、確かにどういう損害があったの、その場合は立証しないといけないという問題が出てきますので、それは容易ではないと思います。ただ意図的に、もし何か、行政機関等匿名加工情報自体が、識別できないような情報で、復元できないような情報として提供しますけど、それがもし何らかの形で利用されて、また市、それから第三者の損害が発生した場合につきましては、契約上で、まずどこまでそういうものに対して縛れるかということもあると思いますし、さらに、今おっしゃったように、損害として立証できるか、またそれを請求できるかというところは、一例で損害賠償も考えられるってことを申しましたけども、それは本当に個別具体のケースとして、判断していかないといけないと考えておりますし、容易なことでもないというのも、理解はしております。

(審査会) 今のところで、確かに損害が容易ではないというので、考えられる目的外利用という点では、例えばなんでしょう、これまで確か、記憶の中に残っている事例として、匿名加工情報、医薬品の開発みたいな、病気の情報なんかを使うと、それはそれで確かに一つの、契約したときの情報かもしれないですけど、それを知り得た研究員とかが、ちょっと範囲を逸脱してマーケティングのための学術論文で加工された匿名の情報だから使ったりした場合は、被害者はいないわけですけど目的外利用だったりするわけで、それは個人情報扱いとしてはあまり適切ではないと思うんですね。その歯止めとなるのは、やはり罰則、確かに被害はないわけですし学術的に貢献しているわけなので、確かに全体で見れば悪いことではないかもしれないですけど、そのようなことが続くと、やはり曖昧なうちに目的外利用が常態化してしまう可能性というの

があると思うので、おそらく歯止めとなるのは欠格事項ぐらいではないかなと、ちょっと懸念があったりします。どこかでやはりちゃんと、なんでしょう、責任ある監督というのはやはり必要ではないかと思っています。やっぱり学術機関での個人情報使用みたいなのはかなり厳格なところがあったりしますので。今回匿名加工情報は、確か学術機関じゃなくて、むしろなんでしょう、民間事業者で活用という形だったと思いますので、その分ちょっと曖昧にならないような工夫が必要かなと。何でもよろしいということで、一つ懸念としてお伝えさせていただければと思います。

(審査会) 今の先生のご質問、監督の問題について、国の個人情報保護委員会は、特にどういうふうに監督するのかについては、法律上規定がないようなんですけど、具体的に国の委員会として、そこは、各自治体に監督しなくてもいいというお考えなのか、国としてどうお考えなのか、もし分かりましたら教えてください。

(市) 契約をするまでについてはいろいろと取り決めがあるんですけども、やはり契約をして渡した後については、個人情報保護委員会も特段その言及をしておらず、基本的には私法上の契約という形で契約書を交わしますから、きちんとお互いに合意をした契約に則ってやってくださいと。その契約に、もし違反するような行為があれば、当然契約上の損害賠償の条項等も設けますので、そういったところで、通常の私法上の契約のときの違反行為という形で取り扱ってほしいというような、現状は意図なんだろうと、こちらとしては読み取っております。

(審査会) そうでしたら、契約の条項を履行しているかどうかについて、契約当事者である市として、その都度、市が積極的に管理監督するものではないという理解ですね。

(市) そうですね、場合によってはもちろん、実際に契約を交わして提供した後、どのように使っていたのか、どのような形で、どういった人だけがその情報に触れる状態にしてあって、当然その目的外利用にできないような対策をどのようにとっていたのかというようなことは、審査の段階等でも重々に確認はいたしますので、契約後提出、渡した後に関しても、履行がきちんとされていたか、というような確認については、業者からの提出書類という形になるかもしれませんが、何らかの形の契約状況の履行というのを確認するというのは、検討していけたらいいと思っております。

(審査会) 他にありませんか。なんでも結構です。

(市) 今の点、ちょっと補足ですけど、匿名加工情報の提案に当たりましては漏えいの防止、先ほどから申しました安全対策の措置ですけど、そういうのは、ちゃんと提案としてありますので、それを受けて、その契約等、規定する場合は

行いますから、もし意図的に漏えいとか、その他不正な利用をしたら、まず提案違反、それに基づく契約に対する契約違反ということになりますので、それに対して、この損害賠償を請求できるかどうかというのも含めて、当然検討が必要になってくると思いますが、そういう罰則的な対応にしていけるかとは考えております。

(審査会) 北九州市と議会の答申案の内容については、これまでの議論を踏まえた内容になっておりますが、この内容でご了解いただけるという理解でよろしいでしょうか。現行条例と比較して、個人情報保護とか、開示請求権とか、保護が後退したり、知る権利が後退したりとかいうところは認められないとは思っておりますが、全体の答申案についてのご意見、これでいいのかどうか、ご意見をいただけますでしょうか。

ございませんですかね、全体的なご意見になりますが。現行条例より、そういう開示請求権とか、個人情報保護とかという観点で、現行条文でより後退している点というのは特にはないですよ。

(事務局) そうですね、後退している点はないと考えております。

(審査会) そうでしたら、この内容で、当審査会の答申ということでご了解いただけますでしょうか。よろしいですか。

それでは、今回の答申案をもって、当審査会の答申と決定したいと思います。細かい趣旨の変更を伴わない字句の修正については、事務局に一任していただくということで、あわせてご了解いただけますでしょうか。

それでは、答申案を、市と市議会について、決定いたしました。

今後につきましてはですね、来年の1月6日に諮問庁に対して答申書を手交するという予定でございます。事務局から何かありませんか。

(事務局) 特にございません。

(審査会) それでは、本日の審議は以上で終わりたいと思うんですが、委員の先生方から何かご意見、ご質問とかありませんか、全体的に。よろしいですか。

それでは本日の審議はこれで終了いたします。

議事終了、閉会